

【一般競争入札による不用品売却】
共 通 入 札 説 明 書 (物品)

一般競争入札による不用品売却については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に参加する者に必要な資格

公告に記載のとおり

2 入札参加手続等

(1) 入札書の提出をもって入札参加申請とします。

(2) 入札参加資格等確認資料（以下「資格等確認資料」という。）の提出書類及び提出期限については、公告において定めます。

(3) 入札参加資格の審査は、開札後に落札候補者について行い、その他の者については行いません。

3 入札の方法等

(1) 入札書の提出期間

公告に定めます。

(2) 入札書の提出方法

(ア) 兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）により、当該入札案件について「入札書」を作成し、「入札書提出内容確認画面」で確認した後、送信してください。

(イ) 入札書提出後の辞退は認められません。

(ウ) 入札書に記載する入札金額については、次のとおりとします。ただし、これによらない場合は公告で別途定めるものとします。

①入札書に記載する入札金額については、消費税込の金額を記載してください。

(3) 開札の日時

公告に定めます。

(4) 入札保証金

公告に定めます。

(5) 開札方法等

(ア) 開札には、立ち会う必要はありません。

(イ) 再入札を実施する場合は、1回のみ行います。再入札書受付開始予定日時、再入札書受付締切予定日時、開札予定日時及び前回最高入札書記載金額については、「再入札通知書」で通知します。

(ウ) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(エ) 開札に当たっては、神戸市行財政局契約監理課の事務職員が立ち会います。

(6) 開札結果の確認

開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行しますので、その内容を確認し、印刷、保存してください。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (ア) 開札後に資格確認を行うため等保留する場合 | 「保留通知書」 |
| (イ) 落札者を決定した場合 | 「落札通知書」 |
| (ウ) 入札を打ち切る場合 | 「取止め通知書」 |
| (エ) 再入札の場合 | 「再入札通知書」 |

なお、開札は開札予定日時から行いますが、他の案件の開札状況により、時間がかかる場合があります。入札者は、上記に掲げる通知書が発行された旨の電子メールを受信した後に、電子入札システムにより、当該通知書を確認してください。

また、落札者の決定の前に、一旦保留とし、保留通知書を発行します。

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 資格審査資料の提出において、指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札。
- (4) 入札書提出日より開札日時までの間において、入札参加者が次の項目に該当する場合に、その入札参加者がした入札。
 - (ア) 神戸市指名停止基準要綱に基づく停止措置を受けている。
 - (イ) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
- (5) この入札に参加する複数の者（組合や共同企業体にあつてはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合
 - (ア) 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。
 - ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合や共同企業体とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
 - (6) 再入札の場合においては、前回入札時の最高価格以下で入札したとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
5. 落札候補者の決定
公告に定めます。
- 6 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札後、落札の決定は一旦保留とし、保留通知書を発行します。
 - (2) 前号の保留通知書を発行後、落札候補者の入札参加資格審査を行います。
 - (3) (2) の入札参加資格審査にあたっては、落札候補者は、公告に定める資格等確認資料を保留通知書に記載した日時までに提出しなければならない。落札候補者の決定については、保留通知書にてその旨を通知します。なお、必要に応じて落札候補者に対して書類の内容確認や、追加書類の提出を求めることがあります。正当な理由なくこれらの確認や提出の指示に応じないときは、当該落札候補者の落札は無効とし、神戸市指名停止基準要綱別表 2-8-(5) に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書を提出し、神戸市がやむをえないと認めた場合は、停止措置は行わないものとする。
 - (4) 入札参加資格審査の結果、落札候補者について入札参加資格があると認めた場合は、その者を落札者として、入札参加者に落札通知書を発行するものとします。
 - (5) 落札候補者について入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格の審査を行います。以後、落札者が決定するまで同様の手続きにより審査を行います。
 - (6) 落札者の決定日は、開札日の翌日から起算して 3 日以内（本市の休日を除く。以下同じ）とします。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等はさらに日数を要することがあります。
 - (7) 落札候補者とならなかった入札者については、入札参加資格の審査は行いません。
 - (8) 開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札として無効とする。
 - (9) 開札後から落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
 - (ア) 神戸市指名停止基準要綱に基づく停止措置を受けている。
 - (イ) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けている。

7 入札参加資格の審査結果の通知

- (1) 落札候補者について入札参加資格がないと認めた場合、その理由を付して当該落札候補者にその旨を通知します。
- (2) (1)の通知を受けた者は、その通知を受けた日から2日（本市の休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができます。
- (3) (2)により説明の請求を行う場合は、書面によってください。
- (4) (2)による理由の説明の請求を受けたときは、その通知を受けた日から7日以内に書面により回答します。
- (5) (4)により説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合は、前項第4号の通知を取り消し、(4)と併せて入札参加資格がある旨を通知します。

8 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供、銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第25条、神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水規程第9号。以下「水道局規程」という。）21条及び神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号。以下「交通局規程」という。）24条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

9 その他

(1) 神戸市契約規則の閲覧

神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）からダウンロードしてください。また、神戸市行財政局契約監理課においても閲覧することができます。

(2) 契約等に係る事項

(ア) 落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。

(イ) なお、電子契約システムを活用した契約締結が可能です。落札した場合に電子契約を希望する場合は、落札決定日中に電子メール（nyusatu-buppin@office.city.kobe.lg.jp）にて電子契約システム利用申請書を提出してください。

(ウ) 落札決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとします。

①神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく入札等除外措置を受けている。

(3) 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 談合その他の不正行為に対する措置

乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、この契約による契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体

が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

二 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

三 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

四 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

五 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。

六 その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、第1項に規定するこの契約による契約金額の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

一 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

二 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。

4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 乙が共同企業体である場合は、前4項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第3項及び第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第3項及び第4項の額を甲に支払わなければならない。

7 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに契約を解除することができる。

8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(5) 入札に関する事務を担当する部局

神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078 - 322 - 5159）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650 - 8570）

神戸市役所本庁舎1号館2階

(6) 契約に関する事務を担当する部局

(ア) 発注者が神戸市長の場合

(5) と同じ

(イ) 発注者が神戸市水道事業管理者の場合

神戸市水道局経営企画課（電話番号 078 - 381 - 7853）

神戸市中央区橘通3丁目4番2号（郵便番号 650 - 0016）

神戸市水道局総合庁舎4階

(ウ) 発注者が神戸市交通事業管理者の場合

神戸市交通局経営企画課（電話番号 078 - 984 - 0104）

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号 652 - 0855）

御崎Uビル3階

(エ) 発注者が(ア)～(ウ)以外の場合

(5) にお問い合わせください。